

宇土市ウォーター P P P 導入可能性調査業務委託

一 般 仕 様 書

宇土市上下水道課

令和 7 年 4 月

1 適用

本仕様書は、宇土市ウォーター P P P 導入可能性調査業務委託(以下「本業務」という。)について適用する。

2 総則

2.1 目的

本業務は、宇土市（以下「本市」という。）の水道事業、公共下水道事業及び漁業集落排水事業において、持続可能な経営を確保する一手法として、管理と更新を一体的にマネジメントするウォーター P P P の導入に関する可能性について詳細に検討することを目的とする。なお、検討については、令和 6 年度国土交通省において実施された業務である「下水道分野におけるウォーター P P P 等の案件形成に向けた方策検討業務」の成果を参考して進めること。

2.2 一般使用書の適用

本業務は、本仕様書に従い履行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い履行しなければならない。

2.3 費用の負担

本業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

2.4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

2.5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

2.6 秘密の保持

受託者は、業務の遂行において知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2.7 公益確保の責務

受託者は、業務を行うに当たって、公益の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

2.8 管理技術者、照査技術者及び技術者

(1) 受託者は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を要する技術者を配置しなければならない。なお、配置する各技術者は兼務できないものとし、直接的な雇用関係にある者であること。

(2) 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門－上下水道－上水道及び工業用水道）又は技術士（総合技術監理部門－上下水道－下水道）の資格を有する者であり、令和 2 年 4 月 1 日以降に、国又は地方公共団体が発注する上下水道事業若しくは上水道事業又は下水道事業のいずれかを対象とした官民連携事業に関する導入可能性

調査業務（以下「同種業務」という。）に従事した実績を有すること。

- (3) 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門－上下水道－上水道及び工業用水道）又は技術士（総合技術監理部門－上下水道－下水道）の資格を有する者であり、同種業務に従事した実績を有すること。
- (4) 担当技術者は、水道事業及び下水道事業担当として、それぞれに1名以上を配置しなければならない。

2.10 品質管理

受託者は、品質管理を徹底するものとし、次に掲げる資格及び認証を受けていること。

- ・ ISO9001

2.11 工程管理

受託者は、工程に変更を生じた場合は、速やかに変更工程表を提出し、協議すること。

2.12 成果品の審査及び納品

- (1) 受託者は、成果品完成後に発注者の審査を受けること。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正すること。
- (3) 業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、本市の検査員の検査をもって業務の完了とする。
- (4) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受託者はただちに当該業務の修正を行うこと。

2.13 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告すること。

2.14 参考資料の貸与

本市は、業務に必要な関係資料等を所定の手続きによって貸与する。

2.15 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記する。

2.16 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、両者協議の上、これを定める。